

○小学生を対象とした水防災教育の実施に向けて

取組の背景

- ◆H27.9関東・東北豪雨災害やH28.8北海道・東北豪雨 災害など、近年、水害被害が激甚化傾向にある
- ◆水防災意識社会の再構築により"逃げ遅れゼロ"、 "社会経済被害の最小化"の実現を目指すための取 組みが進められている
- ◆水防災教育による正しい知識習得により、地域の防 災力向上が求められている

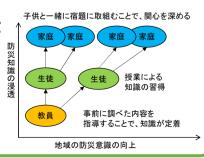


教育現場における課題認識

- ◆教職員自身が水防災教育を受けておらず、資料作成の時間、知識、ノウハウがない
- ◆教育現場では、水防災教育を実施できる教材の提供が望まれている

取組の方向性

- ◆水防災教育に関する支援と して、教育現場で活用可能 な支援資料(ツール)を作成 ®
- ◆水防災に関する授業を充 実させることで、一人一人 の防災意識の向上を図る

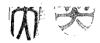


国土交通省 文部科学省 H27.9 関東·東北豪雨 防災・河川環境教育の充実に係る (H27.11) 取組みの強化(通知)(H27.11)※1 水防災意識社会再構築ビジョンの 策定(H27.12.11) 土交通省等と連携した防災教育の取組み(通知 京浜河川事務所管内 減災対策専門部会の設立 H28.8 北海道・東北地方での氾濫 京浜事務所管内 取組方針の作成 (4ブロックごとに作成) 水防法等の一部を改正する法律 (H29.6.19施行) 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 (H29.6.20) (主な取組み) ・水防法に基づく協議会の設置 ・水害対応タイムラインの作成促進 水害危険性の周知促進 ・要配慮者利用施設における避難体制構築への支援 防災教育の促進 水防法の改正・緊急行動計画の内容を踏まえて、 上記※1・2を再通知 (H29.11)

図:水防災教育の位置付け

水防災教育の実施(モデル校による検討)





国水防第 173 号 国水環第 57 号 平成29年11月7日

関東地方整備局 河川部長殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課

国止充絕俗 泥管理·国 小院全局的 炎器最必多

河川環境課長報簡撰。[

国中交福档 非管理·国中 保全局超限器 直部是图

防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を 養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知 識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地 域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまでも、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」(平成 27 年 11 月 25 日、国水防第 162 号・国水環第 92 号)などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところであるが、今般改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化されたい。

なお、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(平成29年6月20日、国土 交通省)において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されてお り、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進 されたい。

また、取り組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、 別添(参考)のとおり通知していることを申し添える。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考に送付されたい。

事 務 連 絡 平成 29 年 11 月 7 日

北海道開発局 建設部 河川計画課 河川計画課長補佐 殿 事業振興部 防災課長補佐 殿

東北・関東・中部・近畿・九州地方整備局 河川部 河川環境課長 殿 企画部 防災課長 殿

北陸・中国地方整備局 河川部 河川計画課長 殿、企画部 防災課長 殿 四国地方整備局 河川部 河川管理課長 殿、企画部 防災課長 殿 沖縄総合事務局 開発建設部 河川課長 殿、防災課長 殿

国十交诵省水管理 · 国十保全局

防 災 課 課長補



河川環境課課長補色

防災・河川環境教育の充実に向けた今後の進め方について

標記については、これまでも、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」(平成 27 年 11 月 25 日、国水防第 162 号・国水環第 92 号)などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところですが、今般、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」(平成 29 年 11 月 7 日、国水防第 173 号・国水環第 57 号)において、大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力した取組の強化を依頼したところです。

つきましては、<u>下記の通り、今後の進め方や留意点についてお知らせしますの</u>で、標記の取組の充実に向けた対応をお願いいたします。

なお、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(平成 29 年 6 月 20 日、国土交通省)において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されておりますので、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されるようお願いいたします。

水防災教育の実施(モデル校による検討)



記

1. 今後の進め方

- ① 教育委員会等に、大規模氾濫減災協議会(以下、協議会という)が主体となり、防災教育の充実について連携・協力して実施する旨を申し出る。
 - ※協議会以外が主体となり、学校教育現場と連携し、広く活動することを妨 げるものではない。なお、教育委員会等との調整に際しては、別添「国土交 通省が進めている防災教育の取り組みについて」などを用いて、趣旨の説明 を丁寧に行うこと。
- ② 協議会には、必要に応じて防災教育に関する分科会等を設置し、防災教育に関する検討を積極的に進められるよう努めること。
- ③ 「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(平成 29 年 6 月 20 日、国土交通省)には、「今後の進め方及び数値目標等」が記載されているが、以下の点に留意して取組を進める必要があること。

【「平成 29 年度に国管理河川の全ての 129 協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手」について】

- ・協議会においては、平成30年度以降の授業実施に向けて、防災教育に関する支援を実施する学校を教育委員会等と連携して平成29年度中に決定することとじているが、教育委員会や学校の意向を踏まえることが必要であるため、支援のスケジュールを含め、柔軟に対応を検討すること。
- ・ここでいう「指導計画の作成支援」とは、新たな指導計画を作成する際に 支援を行うことや、既に作成されている指導計画に基づく授業を充実する ためにデータ・写真等の資料を提供すること等、様々な方法が考えられる が、学校のニーズも踏まえて、支援の内容等を検討すること。

【「平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有」について】

・「国の支援により作成した指導計画」については、支援した取組例等も含むものであり、「共有」については、当該協議会及び隣接する都道府県管理河川協議会等に関係する<u>市町村の全ての学校に平成30年度末までに</u>情報提供することを意味するものであること。

2. 取組を進める際の留意点

① 取組に際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理

解が進むよう工夫されたい。

- ② 自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒等が意識するようになるよう、河川を始めとした自然と人間との関わりについて、体験型学習や問題解決型学習と連動した教科学習や総合的な学習の時間、その他特別活動など様々な教育活動を通じて学ぶことができるよう留意すること。
- ③ 学習指導要領が改訂されたことや新学習指導要領に対応した教科書による授業の開始などのスケジュールを見据え、取組を進めること。
- ④ 児童生徒の発達段階や時間的制約、教員の多忙な状況等を踏まえ、既存の 会議体や取組の枠組みを活用するなど、学校現場に可能な限り新たな負担が かからないよう留意すること。

3. 取組の参考となる資料

- ・別添1 国土交通省が進めている防災教育の取組について 教育委員会等との調整に際して、国土交通省が進める防災教育の 趣旨説明等にご使用ください。
- ・別添2 新学習指導要領(平成29年3月公示)において国土交通省が支援可能な自然災害等に関連する内容(主な部分抜粋)

平成29年3月に公示された新学習指導要領において国土交通 省が支援可能な自然災害等に関連する部分のうち主要なものを 抜粋したものです。地域や学校・児童の実態を踏まえ、必要に応 じて本資料をご活用ください。

・別添3 学校と連携する際の留意点

指導計画の作成支援等の支援にあたり参考としてください。

・別添4 「命を守る」観点での防災教育の取組事例

命を守る観点の防災教育で使用されている説明資料及び指導計画 の例を参考に共有しますので、今後の取組の参考として下さい。

なお、本省では、整備局における学校支援の取組に資する

- ①子供・教師・PTA 向けの使用を想定した動画コンテンツ作成
- ②子供向けに危険な状況を伝えるためのイラスト集作成
- ③防災教育に関するコンテンツをまとめたポータルサイト作成
- ④河川教育、防災教育のポイントをまとめた小冊子「学校教育を理解するためのスタートブック」の作成
- ⑤学校や教育関係者との連携・協働を図るための手引きの作成 などを、今後実施していくこととしています。

水防災教育の実施(モデル校による検討)





29初健食第31号 平成29年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長 各都道府県私立学校主管課長 附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 各国公私立高等専門学校担当課長 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長

堲

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長



(印影印刷)

国土交通省等と連携した防災教育の取組について (通知)

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・ 普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第 2 次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件 等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携し て、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることが期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学 校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態など を踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただくよう お願いします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の 私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校 に対し、構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会 社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対しても周 知していただくようお願いします。

なお、本件に関連して、国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局 企画部長、河川部長等に対し、別添(参考)のとおり通知していることを申し添えます。

(参考) 大規模氾濫減災協議会とは

http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/hanrangen.pdf

(担当)

健康教育・食育課

防災教育係 (中鉢,杉本)

電話:03-5253-4111 (内線 2670)

03-6734-2670 (直通)

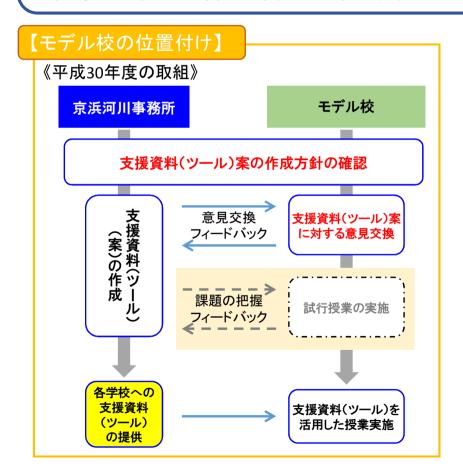
FAX: 03-6734-3794

e-mail:anzen@mext.go.jp



〇取組の進め方

- ◆本年度の京浜河川事務所における取組として、小学校を対象とした水防災教育の支援を予定しており モデル校との意見交換を踏まえ、水防災に関する支援資料(ツール)の作成を行う。
- ◆支援資料(ツール)は、平成32年4月1日より施行される、新学習指導要領を踏まえた内容とし、 指導の対象は、水防災に関する内容が充実し、理解力の高い4・5年生の理科・社会を想定している。



指導の対象

・新学習指導要領における水防災に関する内容は、4・5年生の理科 社会での記載が多くなっている。

キャルサベル明ナフナ ロ じ

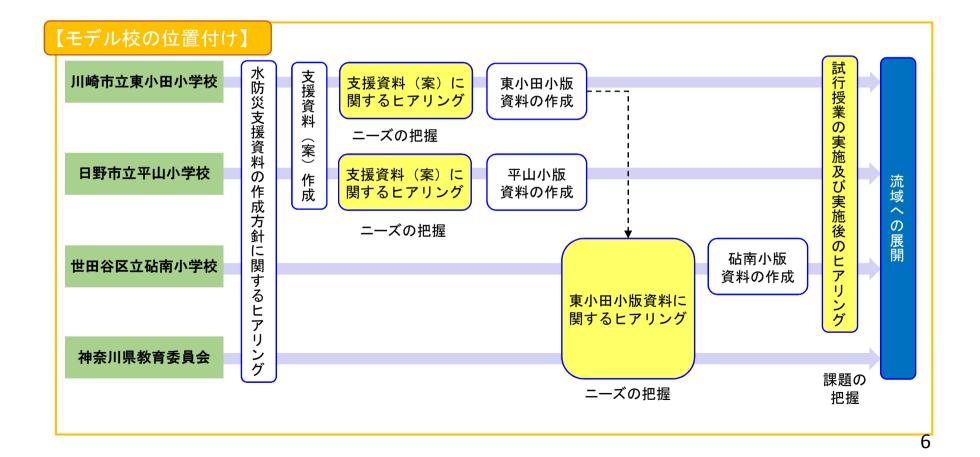
教科	学年	学習指導要領キーワード	教科	学年	
生活	1~2年生	- 通学館の様子やその安全を守っている人々 - 安全企登下校 - 地理的成文全 - 地理の安全を守るための議活動 - 身近な地域 - 市の様子 - 市の散帯や土地利用	理科総合総合物別活動	4年生	- 雨水の行方と地面の様子 - 気象現象 - 雨水の行方と地面の様子 - 流い場所から低い場所へと流れて集まる - 天気や自然界の水の様子
		 ・緊急時への備えや対応 ・市や人々の生活の様子 		5年生	- 流れる水の働き - 気象現象 - 流れる水には、土地を侵食 - 上流と下流
		・土地利用や人口			- 雨の降り方 - 増水により土地の様子が大きく変化 - 流れる水の働き - 流れる水の働きと土地の変化との関係
	4年生	- 都道府県の地理的環境の特色 - 自然災害から地域の安全を守るための諸活動			- 雲の様子 ・気象情報 - 天気の変化は、雲の量や動きと関係 ・気象情報を用いて予想 - 天気の度化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害
		- 県の地理的環境 ・地理的環境の特色 ・自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたこと ・今後想定される災害に対し、様々な備え		6年生	・土地のつくりと変化 ・流れる水の働き ・情報 ・現代的な諸課題に対応する機断的・総合的な課題
		・防災情報の発信 ・遊離休制の確保などの働き ・災害から人々を守る活動 ・防災情報の発信 ・遊離休制の確保などの働き ・地域で起こり得る災害		共通	・地域や学校の特色に応じた課題 ・情報や情報手段を主体的に選択し活用
		- 日頃から必要な備え - 特色ある地域の位置や自然環境			・災害等から身を守り安全に行動する
	5年生	- 国エク地理的環境の特色 国工の地形や気候 ・地形や気候 ・地形や気候 ・情報の信貨所の活用 ・情報の信貨所の活用 ・自然で書き出この自然条件など関連して発生 ・様なの対策や事業 ・ソ策市が確認や発生の位置や時期、防災対策			

水防災教育の実施(モデル校による検討)



〇モデル校ごとの取組み概要

- ◆ブロックごとにモデル校を選定し、水防災教育に対する二一ズを把握するためにヒアリングを実施した。 また、授業において資料を活用する上での課題を把握するために、試行授業も実施した。
- ◆ヒアリング及び試行授業の調整状況を踏まえ、東小田小学校及び平山小学校の試行授業資料作成・ 試行授業を先行し、砧南小学校は東小田小学校の教材を参考に資料を作成した。





〇東小田小学校における水防災教材作成方針

■現状の水防災教育の取組み状況を踏まえ、小学4年生及び小学5年生を対象とした教材を作成する。 【小学4年生】

"自分の身は自分で守る"という意識を持ってもらうために、地域の水害を知り、大雨時には1人1人が目標を持って行動する意識づけを行う教材とする。

【小学5年生】

理科・社会で基礎的な知識を学び、総合学習の時間にそれらの習得内容を発展させ、主体性を持って 実際に取り組んでもらうための教材を作成する。また、学んだことを発信する能力を育成する。

【小学4年生】

- 〇社会
- ・地域の水害
- ・日頃からの備え 等

【小学5年生】

- 〇社会
 - ・国土の水害
- ・国土の地形・気候
- •防災情報
- •防災対策 等
- 〇理科
 - 流れる水のはたらき
- ・天気の変化
- •気象情報
- ・川の水位変化 等

【学活(1コマ)】

- ◆地震・火災に加え、地域の水害危険性についても学習し、いつもと違う天気の時は、川のそばには近づかない、早めに家に帰ることを学習する。
 - ⇒京浜河川事務所にて保有する水害写真、映像等を活用した教材

【総合学習(2コマ)】

- ◆学校、自宅周辺において、"どこが危険で"、"いつ"、"どこに逃げることがよいか"を学習する。また、それらの情報を家庭で共有できる工夫を行う。
- ①地域の水害危険性と安全な避難場所を学習する(1コマ)
 - ⇒過去の水害写真、映像と地域の洪水ハザードマップを活用した教材
 - ⇒ハザードマップの浸水深を自分の身長と比較し、学習する教材
- ②防災情報の内容及び入手手段を知る(1コマ)
 - ⇒雨の強さと防災情報について学習する教材(降雨体験車の活用等)
 - ⇒防災情報の入手手段を学習する教材(地デジボタン、ライブカメラ等)
 - ⇒防災メールや災害伝言ダイヤルを家族と使ってみる教材

参加体験型の簡易な土砂流下実験

水防災教育の実施(モデル校による検討)



〇東小田小学校:作成教材(一例)





〇平山小学校:試行授業の概要

日 時:平成31年1月31日(木)4時間目(総合学習)

学習内容 :「地域の地形・水害特性を学ぶ」授業で、各班に分かれて学校周辺のハザードマップや浸水想定区域図により、洪水が起きた時にどこに水が溜まるのか、どこに避難すれば良いのかを学習しました。



先生による授業の説明



各班での浸水深の確認



各班での避難場所の確認



授業後の生徒の個別質問

●5年1組の授業の様子が J:COMで放送されました



2月1日(金)「水防災学習」として放映されました。

試行授業を振り返って

生徒が住んでいる地域についての支援資料を作成し、授業で使用することで、自分事として捉えてもらうことができました。その結果、授業終了後も生徒による質問がありました。



〇砧南小学校:試行授業の概要

- 小学5年生の理科の授業において、模型により流れる水のはたらき学習。
- 流れる水のはたらきを学んだあと、洪水から身を守るためにどの様に対応すべきかを関連づけた。



水のはたらきを模型実験で確認



模型実験後、洪水時の行動について関連づけ

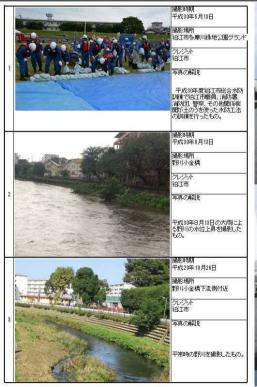
■ 試行授業実施にあたり、東京都及び世田谷区より提供頂いた野川の画像や多摩川の出水等の写真を用い、地域の出来事を自分事として考えて貰える様な資料を提供。



〇防災教育の今後の方針

- ・ 今回作成した支援資料やコンテンツは、協議会を通じて各自治体に提供予定であるが、教育現場の実情にあった提供方法について、各協議会構成員に検討頂く。
- ・ 関東地整では自然災害体験車及び降雨体験車を所有しており、これら車両を 使った防災教育支援や出前講座についても、要望に応じて実施していく。









〇防災教育実施にあたっての提案(1)

- ・ 防災教育をより効果的に実施して頂くために、京浜河川としても下記について提案することを考えている。
- ◆降雨体験車と国交省職員による授業
 - ▶ 降雨体験車による災害が発生する雨の 強さを体験
 - ▶ 国交省職員による国交省の仕事、防災、 防災にかける想い等





◆教職員に対する出前講座

- ▶ 水防災教育を実施するにあたり、教職員 に対する水防災関する知識習得を目的 とした講習会の開催
- ▶ 作成した教材に関する情報提供等



狛江市防災講座での講演



〇防災教育実施にあたっての提案②

- 今年度作成した『水防災教材』を今後、流域内の小学校に展開していくには、神奈川県教育委員会のヒアリングより、減災対策協議会の出席自治体の首長へ情報提供による市町村教育委員会への周知が有効と考えられる。
- しかし、市教育委員会も多忙であると想定されるため、負担軽減を考慮した効果的な 周知を行う。⇒(本協議会において、別途モデル校の教材資料を配布)

『水防災教育の展開イメージ』

